

相模原市告示第495号

相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年11月14日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画道路 3・4・5号村富相武台線  
3・6・6号町田新磯線  
7・5・3号麻溝台新磯野中通り線

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 3・4・5号村富相武台線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

相模原市南区麻溝台字にの原、麻溝台八丁目、新磯野字磯部向出口及び新磯野二丁目地内

(2) 3・6・6号町田新磯線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

相模原市南区麻溝台字にの原、新磯野字磯部向出口及び字磯部出口地内

(3) 7・5・3号麻溝台新磯野中通り線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

新磯野二丁目及び新磯野五丁目地内

ウ 変更する部分

相模原市南区麻溝台字にの原、麻溝台八丁目、新磯野字磯部向出口及び字磯部出口地内

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課